

平成 28 年度第 1 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 29 年 2 月 8 日（水） 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

2 場 所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

金戸委員 出口委員 春貴委員 藤原（俊）委員 古本委員 村田委員
山下委員 山本委員

〈欠席委員〉

阿久澤委員 泉委員 藤原（修）委員 的場委員

〈事務局職員〉

高田 徳也（市民部長） 横山 尚明（人権政策長）
熱田 徹（市民部次長） 木下 敏彦（市民部人権平和室長）
早瀬 健次郎（市民部人権平和室参事） 西口 崇（市民部人権平和室主幹）
野田 健司（学校教育部教育政策室長） 平田 葵（学校教育部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

【議事概要】

（会長）

議案の 1 からです。この間の経過を含めてお話いたします。

前回の時に、グループ分けをさせていただいて、ヒアリングをそれぞれ行ってはどうかと話をすすめさせていただいています。

10 月 25 日に高齢者と障がい者については、当該の部署につきまして聞き取りをさせていただきました。資料としては、ここにお付けしている資料 1、それから参考資料として高齢福祉室と障がい福祉室、それから社会福祉協議会からそれぞれ来ていただいて、委員で聞き取りを行いました、その概略です。それをさらに私の方でまとめたのが資料 1 ということで、あとで簡単に説明させていただきます。

これも最初は当事者の方とかを先にやったらどうかとか考えていったのですがなかなかうまく日程等も合わないし、どういうことを聞いたらいいのかということがなかなか煮詰まっていけないということもあったので、ここのグループでは行政を先に聞いた方がいい

のではないだろうかとということで、聞き取りをさせていただきました。

ただ、そのあと、ここの部会でも当事者の方にどういった聞き取りをしていったら良いかというのを議論したのですがなかなか日程等も合わないということで、この間、延び延びになっておりました。それからほかのグループの方々についても、なかなかとりかかれないという状況でした。あとでもお話をしますけど、総合計画の策定という問題があって、それを鑑みますと、そこにわれわれの提言が生かされるべきということもありますので、一番最後に日程のことをお話しさせていただきますけれど、ちょっとスピードを上げてやっていかなければならないだろうということなんですね。当面、審議会を開催させていただいて、これまでのヒアリングの経過の報告と、それからここに各専門分野で現状現場にいろいろ関わってこられた方が委員としてご参加していただいておりますので、今日すべての方というわけにはいかないのですが、可能な限り専門分野からの現状における課題をご報告いただいて、まずそれで議論をしていきたいということです。これが議案1です。

それから、議案2ですが、スケジュールのことと次回審議会の日程ということですが、先にお話していた方が、ややこしくないので言いますと、私の方としては、事務局とも相談しまして、なかなか日程がとりにくいので、審議会というかたちで開催させていただいて、例えば日程を先におさえて、そこで関連の人たちと調整させていただいて 例えば子どもについて行うとか、同和問題について行うとか、そういうかたちでおさえさせていただいて、出席する方はグループの方を中心にして、なおかつ委員の方も来ていただくというふうなかたちで、スケジュールを組んでいった方が、スムーズに進むのではないかとというご提案をさせていただけたらという流れで議題を組みましたので、その件につきましてはまた後で出させていただけたらということで、こういう議題にさせていただきました。いいでしょうか。

そうしましたら、議案の1からで、ヒアリングについての報告で、これは私の方から少しまとめたメモをつくりました。あと、当日参加の方、B委員のほか、何人か当日参加いただいた方がいますので、5分ぐらいでヒアリングの内容について、お考えになったこととか、コメントをいただけたらと思います。それはまた、後で実際の文書にまとめる時に参考にするというか、煮詰めていくという話になるかと思いますが、それで、詳しくは参考資料としてつけさせていただいたヒアリングのテープおこしの方を見ていただいたら詳しいことが分かるわけですが、それをここで今日全部紹介していると時間もかかりますのでポイント、項目だけ私がメモとしてまとめさせていただきました。「2016年10月25日聞き取り内容の項目」ということです。

高齢福祉室、これは吹田市ですが、行政サービスの情報提供の現状、行政サービスというのが必ずしも浸透していないのではないかと、そこをどういうふうに伝えていくのか、そういうところが一つポイントとしてあります。それから、CSWですね、コミュニティソーシャルワーカーという人たちが、いわゆる民生委員とか児童委員とか、そういう人たちより専門性が高い、そういう人たちが配置されていて、個別にそういう人たちがいろいろ地域をまわっておられる。そういうことなのですが、連携についての話。それから次

ですけど、加害者となる高齢者、セルフネグレクトの現状がどうかということ。全ての事案を把握しているわけではないということ。それから、生きがい事業への工夫ということで、これは、特に高齢者向けということではなくて、趣味の教室全体でというようなお話。それから、表に出ない事案の把握について、これは、最初の項目の行政サービスの情報提供の現状ともからむのですけど、これは、高齢者や障がい者だけではなくて、子どもをめぐる問題とか虐待も同じ課題があると思いますけど、実際には表に出てこない事案というのが、むしろ大事なのであって、それをどのようにフォローしていくのかということで議論をさせていただきました。なかなか情報共有がすすまないという、そういうふうな話で現状を聞きました。

それから、これはまたC委員から補足していただきたらと思うのですけど、社会福祉協議会に来ていただいて、いくつかの項目のお話を聞きました。まず、成年後見人の養成とか活動について、これが、社協でやっているということなのですけど、どういうふうに展開されているのかということ。市民後見人制度ができればいいのですけど、そこはまだできていない。いろんな交流会に来ることができない人に対してはどうなのか、それが課題であるというふうなことをお話いただきました。それから、高齢者、障がい者の権利侵害について、これもいろんなケースが紹介されました。CSWが抱えた課題を地域の課題として解決を図るというのにとりかかっているという、地域に返していくという、そういうことが始まっているということなのですけど、これも社協の事業が住民までなかなか浸透しないというのが課題である。それから福祉教育について、長い時間聞けなかったのですけど、学校からの依頼があれば実施するということであります。今日は教育委員会の方もおみえなのですけど、これは私の個人的な意見なのですけど、自分たちが今こういう状況にあるんだから、それを助けてくれるところがあると、あるいは行政やいろんなところに対して、それを権利として、そういうことを言ってもいいんだよと、そういうこと、あるいは、どういう制度があって、ということがそもそも教育の中で、十分に子どもたちに教えられていない、そういう問題があるのではないかと、そういう関連なんかも出てくるかと思います。

それからギャンブル依存についても少しお話を聞きました。

それから精神障害者へのボランティアの問題についても話が出て、いろいろ取り組みはされているのだろうけど、なかなか福祉教育にリンクする必要があるが、まだハードルが高く、教育のメニューがまだできていないというお話でした。

それから三番目に障がい福祉室。ここについては、項目として、どのような課題があがってくるのか、それへの対応の現状はどうなのか、まだまだ重たいテーマは上がってこないということ。それから、障がい者の虐待に対する通報ができるということをどう周知させるかということ。次に、当事者である障がい者の施策決定プロセスへの参加について、これは自分たち抜きにして決めないでほしいという声がありますけれど、それをどういうふう to 実現できるかという問題。それから、障がい者とその家族の実態把握について、どの程度行われているか、3年毎にアンケートをとっているという話。あとは日常の相談業務でということ。それから、自立を望む方が多いということ。これはその時に聞けなかったのですけど、たぶん吹田市内で、いわゆる自立して生活されている方、介護を日常的に入

れて自立して生活されている方がどれぐらいおられるのか、というのがポイントになるか
と思います。それから、虐待の通報者の保護について、これをどういうふうにしているの
かということ。それから、通報を増やすためにどのような方策があるのかということで、
啓発とか、誰であるのかという分析とか、通報を増やすことは再発を防ぐものなんだとい
うことを関係する人たちに説明していくというお話でした。あと、虐待の事例を公表する
ということは、どこまで進んでいるのかという話もしました。あと 3 ページのところ
で、虐待を認定している事案で、分離なしのものについて支援体制がどうなっているのかとい
うこと。それから、過酷な職員体制についてはどうなっているのか。先ほども話していた
福祉教育について。それから、触法障がい者についてということ。それから、障がい者の
代弁者についてどうするのかということ、これもさきほどの高齢者と同じ問題ですけど成
年後見人という、市民が市民後見人という形がありえるのだけれど、なかなか困難な状況
ということ。それから、作業所などでの賃金の詐取への対応はどうかということ。実
際は労基署の管轄であって、市としては直接なかなか対応はしていないということ。あと、
学校からの就労への進路保障について、学校を卒業して進路保障をしていくという、い
ろんな形がありますが、そのところの連携がどうなっているのかという話をお聞きし
ました。意識し、現場レベルではつながるようにしている。まだ始めたばかりなのだと
いうこと。

いま現状がどうかということをもとに我々は把握する必要があるもので、こういう形で
聞き取りをさせていただいたという経過です。ちょっと私の話が長かったのですが、当
日ご参加の方で、それぞれお話をいただいたらと思います。ほかの委員の方とも協議をし
ていただきたいので、B 委員、C 委員、D 委員、お願いします。

(B 委員)

今、地域でいわゆる行政がしなければいけないものを何とか地域でも担えるものが良い
なということで、このあと、いろんな人とお会いして話をしたんですけど、結局、地域に
は例えば、福祉委員会とか民生委員があるのですが、そのへんのところに何かをお願い
したいというふうには考えたんですけど、話をしてみるとどちらかというと疲弊している
という状況にあるのかなと思います。福祉委員会にしても民生委員にしてもやはり高齢化
というのがあるので、そういった中でこれから何か、例えばオンブズマン的な要素を持
って活動をお願いしたいということについては、やる気はあるけれども実際にはなかなかで
きないというのが現状かなと思いました。高齢者、障がい者、どちらにも言える事なの
ですけど、いろんな問題が提起されている中で、我々が想像したもの、あるいは見聞きした
もの、頭の中のものとはほぼ一致してきているというものになっております。今日は簡単な
ものなのですが、メモのようなものなのですが、それを見ていただきながら考えてい
ただければと思います。今配布していただいたもので、世論調査というように書いていま
すけれど、ここに書いていることはほとんど高齢者、障がい者について共通する問題もあ
るのかなと思います。悪徳商法については、高齢者の方が引っかかってしまうというのが
あるのですが、そこから下のところでは、ほとんど両者に共通するものになるのかなと

思います。外見で邪魔者扱いし、つまはじきにすることとか、働ける能力を発揮する機会が少ない事、これも両者に言えると思います。作業所などでのというのは、特に障がいを持った方への問題であるというふうに思います。病院での看護等につきましても、両者に言える事と思います。その下の経済的な部分もそうですし、家庭内でのそういった問題も両者に言えることであります。これらに行政が何をどのように取り組んでいくのかという具体的なところをできれば話をこれからする機会を持っていただきたいと考えています。

このように例をあげるのは簡単なことなのですがここから先、具体的に何をどうするかというところが、先ほど冒頭に申し上げました、例えば地域にそういうことを何か担ってもらおうと思ってもいろんな諸団体がありますけど、ほぼ疲弊している状態の中でお願いするのは非常に難しいとなってくると新たに民間の機関というのを作る必要性が、必ずこれがないとおそらくできない、そこを強調していきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(C委員)

会長の方から説明があったように法人後見ですけど、社会福祉協議会は社会福祉法人という立場で、市の方からまわってきた関係で、法人後見という形で取り組みをさせていただいています。他の市におきましては、成年後見、また地区・地域によりましては市民後見人の育成というのをしているのですが、なかなか今のところ現状としては、まず日常生活自立支援事業のほうから、どうしてもこちらの方に移らざるを得ない方が出てきます。だからどうしても法人とした形でこちらの方に取組んでいこうというのが第一歩で、その中でどうしても日常生活で、認知症とか障がいの方をこちらで引き取るのですが、なかなか今現状としては、手もなかなか足りない状況で、今年も1月1日に後見を受けている方が亡くなられて、1日から職員が走ったということもありまして、今の人数ではなかなか掌握しきれないと思いながら、やはりこれから法人後見に関しましては、おそらく期待もありましょうし、これから是非、また市の方からも要請があると思いますけど、できる限りこちらの方向としては、向かっていきたいとは思っています。

それで、33地区福祉委員会があるのですが、それぞれその地区の中に障がい者施設があります。そこでは、第3次福祉活動計画の中で、まず、障がい者施設とは交流を図っていきなさいということを活動計画の中においております。そこで、中には、市域の障がい者施設と交流を図って、本当に勉強になりました。またこれからもこういう形で是非接触をさせていただきたいというご意見もいただいておりますので、今B委員のほうから、各地区の福祉委員会が疲弊しているということもあったのですが、さらにまた平成29年度から高齢者の支援法の改正で地域の方もこれに向けて一歩前進していかなければならないという立場がありますので、またこちらの方も是非福祉委員会も一歩前進ができればいいなと思っています。

それと、障がいをお持ちの方は、どうしても働いている方は、そこにお世話になってい

るという形が有って、なかなか虐待に似たようないじめというのがあって、なかなかそちらのほうから発信ができないという現状があるのかなと思いますし、ところがはっきりとエスカレートしない体制が確立できる形で、システムというのを構築させていったらなと考えています。

(会長)

そうしましたらD委員の方からお願いします。

(D委員)

特に内容については、まとめていただいているので、そのとおりと思います。

一市民として、直接行政の各セクションの方からのお話を聞く機会というのは、なかなか持てるものではないので、そういう意味では非常にいい機会をいただいたと思いましたし、個人的に聞きたかったことも、それぞれ現場の方からお答えしていただいたので良かったなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

あと、E委員にも来ていただいているので、あとでお話いただくのですが、やはり関連が有るので、子どもの話はあとでいただくとして、少しだけせつかくですので、コメントいただけたらと思います。

(E委員)

私は行った時に自分の中でこだわってお聞きしたのは、やはり当事者の主体性を守るような関わりができているのか、強制的な施策の仕組み立ち位置についてもそうだし、市民が関わる時にもそういう点があるのかなというところを聞きました。

(会長)

ありがとうございました。

貴重なご意見ありがとうございます。今のお話で振り返って、今B委員が言っていた通りで、具体的にどうするのか、民間でどうするのか、行政の施策なのですが、少し掘り下げて考えていかねばならない、市民自治というようなことになるのかもしれないですけど、やはりきちっと考えないと、おそらく疲弊するばかりで、特定の人に課題が集中することになるのかなと思いました。今、これ以上のことは言いませんけれど。

そしたら時間もありますので、次に移りたいと思います。こういう形でヒアリングしていただいて、それを審議会で共有していただいたということです。今のお話の中で、他の委員の方で、ご質問とかご意見とかございませんでしょうか。当日ご参加いただけなかった方は、今のお話だけでは分かりにくいと思いますが、もし何かありましたら質問ご意見よろしいですか。

(質問・意見なし)

そうしましたら、次に、今日は先ほどお話ししましたように、委員の中でそれぞれの課題に関わっておられる方もおられますので、そういう意味ではヒアリングの一環ということで審議会の中で少しお話いただけたらと思います。現状を言っていただけたらと思います。そしたら、E委員の方からお願いします。

(E委員)

私のところでは、主に相談の中から見える子どもの人権課題というようなところで、今日ペーパーで資料 2 のところで、レジュメというものがつくれなかったので、メモなんですけれど、子どもの人権課題というものをピックアップしてきました。

子どもの貧困、いじめ、不登校、自殺、児童虐待、障がいを持った子どもへの差別、外国人児童生徒、被差別部落の子どもたちの差別事象というものがあって、あとで、きっと性的少数者の子どもたちへの差別も有ったり、それから在日の子どもであったり、あるいは、先ほども高齢者、障がい者のところでもありましたように、見た目で異なるものを持った子どもへの差別や暴力があります。それから、吹田のところの現状は把握しきれていないのですが、福島からの子どもたちが避難してきて、それが原因で、横浜でしたか、バイ菌扱いされたり、お金をもらっているのだらうという、原発避難というところでのイジメというのが起きているというところで、いくつかの人権課題があります。

付けている資料がばらばらで申し訳ないのですが、一緒に見れたらと思うのが、「大阪府の子どもの生活に関する実態調査」。昨年 10 月に集計されて、この中には、吹田の子どもたちにも調査票がまわっていて、入っていると聞いています。これについては、この 3 月に有識者たちが報告書をまとめると聞いているのですが、たとえば、問 5 のところの、朝食を食べていますかという設問に対して、少ないですけど食べないとか、なぜかという用意されていないし、食べる習慣が無いというのが出ていたり、夕食を食べているかで、食べない、用意されていないということがあったり、休みの日に昼食を食べているのか、お風呂に入っているのかという、こういうようなところを見ていくと、おそらく貧困というものが、事実として浮かび上がってくると思うのです。今、貧困が見えにくい、分かりにくいと言われていて、案外、スマホは子供も持っているし、親も持っているのだけれど、相談の中で、家の冷蔵庫の中に何もなかったから食べてないとか、お水でお茶づけをしたというような、そんな声が届いています。おうちの大人と遊んだり体を動かしたりしていますかとか、おうちの大人と文化活動していますかとかの設問だと、文化活動は日本全体で弱いところなのですが、諸外国は美術館に入る入館料がとても安かったりするので、でも吹田には博物館なんかがありますよね、きっと吹田の子どもたちは、割引や無料だったりするのかもしれないですけど、こんなところに全く行ったことが無いという子どもたちもいる。毎日の生活で楽しいと思いますかということに対して、楽しいと思う時は無いということだったり、次のところで普段どんなところで過ごしていますかというところで見ると、吹田は名前が少し違うかもしれませんが青少年センターや児童館や放課後留守家

庭児童室というのでしょうか、そこも充実していて、各地域に有るんだと思うのですが、そういうところに行っている子ども、あるいはお家で過ごしている子ども、そこでの子どもたちの楽しさであったりとか、居心地の良さみたいなものはどうなのか。また、いやなことや悩んでいることがあった時に誰に相談するかというところで、誰にも相談したくない、相談できないという子どもたちがいます。その他に、自己肯定感、自尊感情のところをいっているのだと思うのですが、良いところも良くないところも分かってくれる人はいますか。あなたのことをよくわかってくれる人はいますかという問があります。次に、大人は信用できますかというところで、そうは思わないという子どももいる。夢や目標を持っていますか、将来働きたいと思いますか。という設問があって、どの学校まで行きたいと思いますかというの也有ります。そして、あなたの性別を選んでくださいというところなのですが、ここには、男子、女子、その他、答えたくない、無回答。このあたり、答えたくないや無回答には性的マイノリティの子どもたちの声があらわれてくるのかなというふうに思います。

この子どもの人権課題はさまざまなところで、私たちがしてしまいがちな、子どもの権利侵害の根っこにあるのが、その子が悪いとか、その親が何か問題があるんじゃないか、まずそこに注目する視線やまなざしというのがあって、いわゆるそれは差別や偏見排除と言われるようになってしまうので、ますます子どもや子どもと一緒にという親のしんどさというのが分からなくなってしまうので、よく言われる貧困なだけけれども 6 人に 1 人、それを表す資料も付けてきましたけれど、実際に貧困の現象というのが分からなくなってしまうので、そこでどんな支援策が教育の方や福祉の方でなされているのかというのを知って行って、こんな施策が必要だというようなことを提言できたらいいなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

テーマごとに質問とかご意見をだしてもらってもいいかなと思います。

今の E 委員のご報告について、ご質問ご意見ありませんか。これは大阪府の調査なので非常にはっきりしたデータが出ております。これは吹田市のものも出ているのですか。

(E 委員)

これは合算なのでしょう。吹田市のだけとり出しているものがあるのでしょうか。

(事務局)

あります。

(E 委員)

それが見れたらいいのですけど。

(事務局)

同じ質問のものを吹田市で行っています。市で行わないところは大阪府で行っているというものです。

(E 委員)

それはまだホームページにアップされていないのですか。

(事務局)

確認してみます。

(F 委員)

吹田市の人権施策を審議するわけで、行政がどういう施策のもとで、どういう経過が有ってどういう実態が有って、今後どういう施策を講じるか審議するのが、ここの審議会の責任であると思うのです。

だから一定ヒアリングをして、行政施策にどう反映できるか、そのためには、データを吹田のものをだして、分析する努力をしないと、ここでの政策方針をどう確定するかにつながらないと思うのです。次の時に報告でそのような話をしようと思っていましたが、今、出たので、部落問題もそうですけど、いろんな実態が有る中で、吹田ではどうだろう。それに対してどういう施策を行うか、今後の施策の方針に審議会として提言していくかという流れを思っていました。何らかの形で提示をしてもらわないとこのデータだけでは、原則の話をきけますが必要ではないかと思います。

(会長)

是非、検討してみてください。

(B 委員)

データはデータで良いのでしょうけど、理解の仕方かわってくるのです。例えば子どもの貧困についてが必ずあると思い込んでいると、このデータを見るとそのように映るし、逆にネグレクトがバックにあるという先入観で見れば、そのようにも見えるし、だからデータを一つの判断基準とすることは、少し危険なような気がします。データありきではないと思います。

(会長)

ただ、少なくともデータがあるのであれば、出してもらおうということとしましょう。

他に意見等ありませんでしょうか。

無ければ、私は一つだけ、先日の高齢者、障がい者のヒアリングでも話が出て、要するに表に現れない人はどうするのと、あれは子どもにも同じようなことが言えて、家庭の問題、虐待の問題とか、全く同じことが言えるのですが、そのあたりについて、現状が何か

分かるようなことはありますか。

誰にも相談できないし、そもそも相談しようとも思わない、周りも母親だから一人でやるべきだというふうになってしまう。そういうことは、先ほども福祉教育の問題でもあるのでしょうか、そのへんの問題は、ネグレクトの問題も含めて、親子関係も含めて、大事なのかなと思います。先日の話を聞きながら思ったのです。

(E 委員)

表に現れない親子のことは、なにがしか近所に住んでいる人が気付いてほしいなというのもあって、大阪市西区の虐待の子ども達の時は、都会のマンションで、ほとんど単身で住んでいる人ばかりで、昼間はいなくてなかなか気づかなかったようですが、しかしながら何かおかしいなというのは感じていた人たちがいたので、やはり何かおかしいなと思った時に個人情報観の観点もありますが、何か大丈夫かなというようなことを人権の視点に立って開示できるような街が望ましいなと思います。

(会長)

さきほど話に出たコミュニティーソーシャルワーカーの活動とも関わるし、子ども情報研究センターの子ども家庭サポーター、ああいう問題とも関わります。

ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。

(B 委員)

これまでヒアリングは高齢者、障がい者、子どもというかたちでいろいろやってきているのですが、ここの審議会でも、取りくみ方として、被差別部落、同和問題も入れていくと思うのですが、それだけでは耐えられないものがあって、先ほど私は資料を1枚配布させていただきましたが、これだけの課題があるのですが、今出てたのが子どもではあるけれど、LGBT、性同一障がい、そのへんのところとプラスここに書いてあるようなことがたくさんあるのです。こういったことも踏襲していかなければ完全な物にはならないだろうと思うのです。

(会長)

それはプラスアルファでやっていけたらと思います。皆さんで提案していってもらったと思います。その他でくくっていましたが、それではすまないでしょうということですね。でも、ある程度整理をしないとイケないです。

(B 委員)

いわゆる、ユニバーサルマナーということについてもそうですし、押さえていかないとイケないことがたくさんあるので、今のペースでは難しいと思います。

(会長)

はい、そうしましたら、今後のことについては、また議案としてまた出しますので、次はG委員のほうからお願いします。

(G委員)

今までのことを聞いていて、企業の立場で見てしまっていて、子どもの人権に関していいですと、いじめ問題というのは、企業では自分が親になって分かることも有ったりするのですが、こういう人権課題にはありますというふうなうわべだけのことしかできません。

今は会社では、特に今、報道関係で問題になっている、残業問題におけるメンタル不調を企業では出さないようにするにはどうしたらいいのか、この決算前に方針を出しなさいという、それぐらい、企業として取り組んでいるのは我々で、吹田企業人権協でもこの話は、前々からありまして、メンタルヘルスのチェックを受けないといけないという企業が50人以上は義務化されるということと、そういう相談室はありますかというサポート室はありますかというところから来た、自殺に追い込まれてということで大きくなってきたということで、いかに残業を少なくして、組合のあるところは協定というのが有って、その中で、違反はしてないのですが、もっと残業を減らして、育児に専念できるお父さんであったり、お母さんであったり、家庭に持ち帰れるような動きをするために投資をして、機械なのか人なのか物なのかお金なのか、ということで早急に作っていく状況になってきているのは一つと、あとは前々から言われていたLGBTの問題。これは、会社に入ってきたときには判らない。カミングアウトしてくれればいいけど、カミングアウトされなければどうなるのというのが、子どもの問題のE委員の言われたような話になっていく。結局、会社でやるのかとよく言われるのですが、会社でやるのかではなくて、知らないよりは知った方が良いですよと、家に帰って自分の子どもさんがそうだったらどうするのですか。そのまま幼稚園、小学校へ行かれて、こういう問題になりますよというので、すべて人権にからみますという流れ。何につけても、すべて人権という、私は、男女共同参画にも入っているの、また後で話にでますけれど、リンクしないと意味がないとおもう感じがいたします。

(会長)

はい。何かご質問はありますか。

(B委員)

E委員にお聞きしたいのですが、今のLGBT、性の問題を含めて、子どもに学校でも自尊感情を大事にしましょうということとはとられると思うのですが、家庭ではどうか、よく見えないのですが、自尊感情、自分を大事にしましょうと、平たい言い方をすれば、その時に自分の本質的な性の部分について、正直に自分は男だけれど、その反対に興味があるし、それが無いといけないというふうな、本質的なところを、個人がそれをしょうかしていくことは、ものすごく時間がかかることが、たぶんあると思うのですが、それを

加速できるような、たとえば、家庭の教育であったり、学校の教育であったり、世間の考え方であったりというところを、子どものそこから先の人生にすべてに対して、することはできないのでしょうか。

(E 委員)

就学前の段階から、保育現場、幼稚園というところで、ジェンダーフリーであったり男の子なんだか女の子なんだかをほとんど教えてしまっているの、そこからの保育教育というのがとても重要だと思っています。

(B 委員)

教育の中に今言ったことは、やはり当たり前に取り入れていかないといけない時代にはもうなっているんじゃないかと思うのですけど。

(E 委員)

さきほど男女共同参画のこともでましたけど、日本全体であったり、大阪府下であったり、男女共同参画というところは、弱まっているような気がして、学校の先生もジェンダーフリー教育をするという、積極的でない部分もあるので、頑張ってもらわないといけないというのは思っています。

(B 委員)

自尊心を育てるというのは、学校でも教育の中に入れないといけないと思うのですけど、教育委員会の方はどうですか。

(事務局)

文科省の方からも学校の中で、性に関わることについての子どもへの関わり方のような、教員向けのリーフレット、パンフレットが出されました。ですので、それを研修で話をしたり、各校に配布したりすることで、子どもへの普段の関わり方とか、先生のちょっとした言葉でも傷つく子もいるので、先生方へ啓発しているところがあります。中には実際に居たりするので、そのあたりで具体的な配慮に取り組んでいる学校もあります

(G 委員)

名簿も昔は男子女子に分けられていたけれど、今はないのですよね。

(事務局)

今は全校ないです。

(C 委員)

保育士の現場では、男性は男性、女性は女性というのはありますよね。問題になってい

ますよね。

(B委員)

それは、私たちは理解しないで言ってしまう部分があります。例えば、介護にしても同性介護を絶対しなければいけないと言いますよね。ところがその背景に該当の方がいわゆる性同一障がいの人に、我々がやはり同性介護ではないといけないと行った場合、反対の意味になってしまうというのもあり得るのです。そう考えると、個人の情報はむやみに扱うものではないのですが、その関係機関のところには、その情報というのとはないと人権が守れないという、何か変なサイクルがあるのですよね。そこらへんの折り合いをどうつけていくのかなというふうに思います。良かれと思うことが反対になることもありますので、むずかしいですね。

(会長)

それはまた別の議論になりますけど、個人の尊厳というものを考えたときにどちらが良いかという判断をしないとイケないです。一律に個人情報だから駄目だという話にはならないでしょうね。

(B委員)

そこで個人がアピールしてくれたらいいのですが、そのアピール力を小さい時から伸ばしていかないと、すぐできるものではないので、そこはまた教育になってくるのではと思います。

(会長)

ありがとうございます。

今、吹田市児童部のお出しになった資料を配布していただきました。少しだけ説明してもらえませんか。どういう経過のものですか。大阪府のものの抜粋ですか。市が独自に行ったものですか。

(事務局)

質問は同じです。吹田分だけ数字をあげたものだと思っているのですが。

(会長)

吹田市が行ったものですか。大阪府が行ったものですか。

(事務局)

ここで、あるのを見つけて、出力したものなのですが、これがすべての市町村に有るわけではなかったのです。ですので、大阪府の調査に入って行ったものと、独自に同じものを市で行ったというのとがあるのです。

いくつかの市は、自分のところで行っていて、大阪府は残りの市町村の子たちの分を行ったというものです。吹田は独自で行いました。

(会長)

では、逆に言うと、E委員からの資料は、吹田の分は入っていないということですか。

(事務局)

大阪府が行ったものということになると吹田の分は入っていないことになります。

(会長)

ということは、今いただいた吹田分を見ないと吹田のことは分からないということになりますね。

今ここで、どうこうということはできませんので、またグループでこれをどう読むか検討いただいたらと思うのですが、今はこれだけの説明でということをお願いします。

(E委員)

これは、吹田の方はもともととって、どう分析しようかというのが、おありになったと思うのですよね。専門の先生が分析していこうとするなら、それをまたいただけたらと思います。

(事務局)

担当課が言うには、これは単純集計として、大阪府が10月に出して吹田市が12月に出しました。今後予定では年度内にこれの集計の分析を出しますということにしていますので、おそらく今作業をしていると思います。

(会長)

また、それがどんな状況か情報収集してもらったらと思います。

ありがとうございます。

はい、いいでしょうか。あとG委員の話についての質問等はございませんか。

先ほどの企業の残業の問題というのは、企業としてはどういうふうに皆受け止めているのでしょうか。

(G委員)

難しいところです。残業代が生活費になっていたという人もゼロではないとは思っています。例えば時間あたり1000円で1日2時間で有れば2000円もらえるわけで、それを20日間やればという計算が成り立っていたという人もいるとは思っていますけども、この世の中の流れと仕事のボリュームとメンタルヘルスをかけて合わせていったときに、育休が取れてるとか代休が取れてるとか精査していくと、やはりそういう職場は取れないところも

多いと我々企業は思っていて、近隣のいろんな企業さんと話をしても、取れる部署と取れない部署がある。製造現場、物づくりのところでは取れない。でも、ある部門では取れる。そのギャップ、どうなのか。これから金曜日は 3 時に帰るみたいなのをやろうかという、企業によれば、よしやろうというところもあれば、やるけれどもある部門では帰れるけれど現場は帰れないという、またそこで、変な話、格差ではないですけど、いろんな意識の違いが企業内で出てくるというものがあるので、今のうちに手を打とうということで、我々は 3 月中に検討して役員会にかける、敷地の問題や設備投資できなければ、人を雇い入れてやるのか、でも人はいない。作業を分けた考えでやるのか、いろんなやり方が有るので、今それを模索して、今月中には方向を 3 つぐらい作って出そうという感じになって、結局最終的には、会社としての費用が同じであれば、みんなをゆっくり休ませるほうがいいという方向になっていくというふうに企業さんは考えていくと思っているのです。企業さんは頭を悩ませているところです。

(B 委員)

製造業とサービス業とでまた考え方も違うので、また、社員さんによっては仕事が生きがいですきでやっている人もいますので、そういう人から残業を取ったらどうするというようなことになるわけです。

(G 委員)

そういうところで、また、メンタル的なところが出てくると思うので、それも見ながら進めていかないと、残業代ばかりを考えると、そっちに目が行ってしまうので、私は逆にメンタルのところを言っているのですよ。やはりそれが生きがいで、ひょっとしたら家に帰れないお父さんかもしれない人だったらどうするのとかいう話を具体的にやっていくのです。でも、それが当たり前だと思って 10 年務め 20 年務めてる人が、そうではない時代だということを分かってもらわないといけないというものもあるし、また変わっていくような気がします。ストレスになるのか、休みたいというのか、私たち企業としては期待するところですね。製造業は特にあるだろうなと思います。サービス業とかはまた違うだろうなと思いますけど。

(会長)

ありがとうございます。

特に同一労働、同一賃金の問題とかがからんでくるので、少し置いておきましょう。

では、3 人目、F 委員、お願いします。

(F 委員)

差別が有るか無いかという問題については、まず、土地差別の問題についていえば、家を建てる時、部落がどこかマンション建設会社が調べるのですよね。障がい者の作業所に隣接しており、墓地も近いからここはマンションを建てない方が良いでしょう。こういうのが

土地差別なのです。全国レベルでは 1 万件以上報告されているのですが、基本的には差別が有るか無いかというのは、今、日本の中でも解釈が分かれています。私は当然差別はあり、だから解消しなければならないという立場でいます。

～ 差別落書き 事例紹介（略）～

皆さん提起している具体的な事実なり、先ほどのあれだけの項目がたくさんあることを職員にすべてできないという可能性はありますが、行政は立場として、人権行政、同和行政、部落差別をなくすための行政を展開するなかでは、先ほどの提起されてるような人権課題がたくさんあったとしても行政施策としてどうするのか、その時に行政側のヒアリングの部分の問題と特に当事者と言われる、関わる人たちのヒアリング。行政施策を集約していかないとだめだなと思います。

それから市職員の中でも認識のまだまだ不十分な方がおられます。

今の学校現場、小学校中学校の人権教育の内容とか、流れとか、社会教育でどう啓発していくか、そのへんのことがこちらには何もないのですよね。それを提起してもらって考察していく作業も必要だと思います。だからヒアリングされた各部局の人たちがどう取り組んでこうですよという質問事項で整理していくというやり方が大事なと思います。

基本的には今の部落差別を無くす法律が制定された中で吹田市としてどういう施策を行うということで十何項目のうちの一つですけど、このような形で女性問題や障がい者差別解消法もあるわけですから、それに対しての具体策をここでもう少しつけていくというような、部落問題に関わってこの様子の中から考察をしてほしいと思います。

（会長）

はい、ありがとうございます。

ご質問等、ありませんか。せっかく資料があるので、この法律のことについて、何かありませんか。経過を簡単にご説明いただいてもいいのかなと思いますけど。

（F 委員）

単純に言うと、今の政権と一緒に考えている運動団体として同和会というところが中心になって、他に解放同盟という組織が有って、これも差別が有るから解消せよといいます。ところが、もう一つ、差別はない、部落差別はもう解消されたというところがあり、そこは、この法案を徹底して反対しているのです。

流れは部落差別を解消するための基本法制定という運動がありながら、やめろというところとやりあいながらという状況が有って、国会もいろんな課題がある中で流れていくという厳しい状況の中で、差別があるんだということを認めたということが価値というか、そこから出発することが大事だと思います。

(会長)

はい。これはまた、それぞれで資料を見ていただいてということでお願いします。

(B委員)

先ほどの落書きの件ですけど、例えば、インターネットの場合、今書いていたような文言はあふれるわけです。皆さんご存知の「2ちゃんねる」とか、地名も出てくるし、いろんなそれに合った文言が並んでいるわけです。結局、それを見るのは、年配の方はあまり見ないのです。見るのは若い人が多いのです。根絶されたというのが一時考えられた時代があるんですけど、若い人たちは、それを見ているし、書き込んでいるというのが現実なのだろうと思います。我々はあえて知らない顔をしてきたという経緯は否めないところはあるんですけど、若い人の中には、それに対してあおっていく人も少なからず存在しているのです。

これは、基本的には、教育になってくると思うのですが、落書きは、街で見かけるもの、ネットにあるもの、実際はあふれかえっているというのが、おそらく現実なんだろうと思います。

(F委員)

ネットの話で付け加えさせてもらいますと、結婚相手が部落だったらどうしようかと思っています、どうして調べたらいいいですかとか、そういう自分の結婚問題と直接関わるとか、親戚が部落の人と結婚しそうだけどどう別れさせたら良いですかとか、具体性を帯びた書き込みがとても多いのです。だから、そういう意味で落書きの質を越える悲惨な状況の可能性のあるネットの拡散力というのはすごいと思います。

(B委員)

一方、アンケートで、同和問題をどう思いますかととった時に、無いとか知らないとか、それも多いのです。それも不思議です。

(C委員)

やはり人権と、どうしても同和という形で考えると、どうしても入りたくない部分ができてきて、地域の人権協であっても、どうしてもこの問題がリンクしてきたら、入りにくいというのが地域の方でもあるのですよ。

(B委員)

私は地域で言われるのですよ。人権協とか人権擁護委員をやっているのですが、人に聞いたらいいのですが、Bさんは人権関係のことをしておられますけど、そんな人なのか。そのそんな人とは、同和であったり、外国人であったり、そういう人ですかと聞く人が現実にいるわけです。その人の頭の中は、人権と出てきたら、それをしている人は、差別される側の人だったのという考え方が根強くあるのです。怖くなる感じがあります。

根強い偏見が残ってしまっています。

(会長)

それは、総論的なところできちっと踏まえないといけない話で、人権とは何ということ。これは行政でも議論してほしいところですけど。人権というところに関わるところをおこなうところが行政であるということを抜けてしまわないように。全ての人の問題で自分自身の問題ですよというふうに。自分の問題ではないというふうに皆が思ってしまうのです。

(E 委員)

今、教育の現場では、道徳という教科の中で、それは子どもたちに伝えるというようにすりかわっていった、人権教育という言葉がなくなってしまうのではないかという懸念が私にはあります。

(会長)

今日は、こういう形で、予備的なヒアリングということで、委員の方からお話をお伺いしました。それで、これを踏まえて、次の議題に移りたいのですが、総合計画の話もあるので、事務局の方からお話をお願いします。

(事務局)

では、資料の 4 番になりますけど、吹田市人権施策基本方針の見直し及び推進計画案策定スケジュールということで、平成 25 年にこの二つの見直しと策定について諮問させていただいて、ご審議いただいているのですが、まず、吹田市の方で平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 か年の吹田市の第 4 次総合計画の策定作業を今進めているところがありまして、当然、吹田市の総合計画ということになりますので、その計画とそれぞれの分野の行政計画というのは整合性を図っていくというようなことになってございます。そうしたことから、できるだけ平成 30 年度から開始する計画ですので、同じ時期に方針の改定と推進計画を策定できたらということで、全体スケジュールのイメージを共有できたらということで資料をお出ししております。それからいきますと、まず、平成 29 年度、来年度になるのですが、1 年間かけて方針と推進計画の答申を頂けたらということで、遡りますと今年度、今やっております現状分析ということで、現状どんなことが課題としてあるのかということのを少し詰めたうえで、そこに書いています今年度の 2 月 3 月、来年度に入って 4 月 5 月ぐらいで審議会を重ねまして現状を把握したうえで、だいたい 7 月ぐらいに基本方針の見直し素案と言いますか、こういうものではどうですかというものを一旦審議会の方でご議論いただいた分を示していただけたら、それを行政の方に持ち帰って、推進計画、それに基づく具体的にどういう計画を立てていくかというようなことを、おおむねですけど、10 月ぐらいに素案みたいなものを審議会に提示できたらというようなスケジュール感で進められたらと思っています。その後に見直し方針の素案を基にご審議いただきまして平成

29 年度、平成 30 年 3 月末くらいに答申の案を頂いた上で、平成 30 年度になってこれを基に行政案をお示しして、広く市民にパブリックコメントということでご意見いただいた上で、おおむね平成 30 年度の 7 月から 8 月にかけて方針と計画の策定ができたということ、下半期に印刷製本したうえで市民の皆さまにも周知できるような形に持っていけたらというような、おおまかなスケジュール感で審議会の方も並行してご検討いただけたらということと考えております。

(会長)

いずれにせよ、そんなにゆっくりしてられませんので、総合計画があるなしに関わらず、早急に出さないといけないものは出さないといけないということで、こういうスケジュールを念頭に置きながら進めていきたいと思っておりますので、それでいいですかということと、皆様方に大変お忙しい中、お願いするのですが、ヒアリングを早急にある程度固めていかないと、次へ進めないということがあります。それで、あと事務局の方からご提案いただくということでもいいですか。

(事務局)

今までいろいろヒアリングの分ではなかなか日程が合わないとか集まりにくいということもありましたので、当面、審議会の方で日を決めていただいて、テーマ自体がここに書いていますように、どのテーマで行くかなかなかきめづらいところもあるのですが、具体的に現場に近いとことの意見をきけるようなところをセッティングして 2 月 3 月にそれぞれ 1 回ずつぐらい審議会の方でヒアリングの場が持てたらというふうに考えているのですが、どのようなものでしょうか。

(会長)

とりあえず、われわれメンバーの空いている日を押さえて、そこへはまるように日程調整していただいて、当事者の方を含めて関係のところのヒアリングをセレクトしていただいて、そこで行うということではいかがでしょうか。双方の日程を調整していると、この間うまくいかなかったこともあるので、そういう形で早急に進めないと思います。やはり基本はグループの方が中心になって来てもらうのですが、それで行っているとなかなか人が集まらないということもあるので、審議会全体で行うということで、中心はグループの人は必ず来ていただくということで進めて良いですか。もし良ければ日程を頂いて 2 月 3 月の候補日を決めて、もちろん今日おいで頂けてない方にも連絡しないといけないのですが、この場で日程を押さえていきましょうか。

(B 委員)

第 4 次総合計画の中に人権施策基本方針というのは盛り込まれていくものなのですか、それとも別なものなのですか。

(事務局)

関係性とすれば、当然、総合計画ですので、人権に関すること当然盛り込まれます。より詳しい各分野の計画というのがありますので、それと整合をはかるように総合計画を補完するような形になるのではないかなと思っています。より人権に関して深い計画というのを総合計画はその全体像を表しますけれど、総合計画から人権に関しては、その行政分野の計画を見てくださいというような形になるのです。総合計画と何らかの形で関係性というのは位置づけしていったらと考えています。まだ、今、総合計画自体が議論されていますので、こういった計画になるかは、まだこれからですけれども。

(B委員)

計画自体はどうなったとしても、人権施策基本方針については、当然ながら盛り込まれていくのだろうと、関係部局はあるのですが、ここでやっていることも盛り込まれていくのだろうと思いこんでいたのですが、それはそれということですか。

(事務局)

総合計画というのはすべての範囲で、人権もそうなのですが、よりその部門で詳しい計画というのは、それぞれの行政分野の計画ということになるので、そういう関係性で、すべての行政分野の計画を見ていきたいと思いますということになりますので、当然、全く違うものが出るわけではないので、そこは整合を図ってやっていくということです。もちろん影響はでできます。

(会長)

影響はあたえないといけませんよね。スケジュール的にもそこに合わせるようにしましょうという話です。出しておかないと影響も与えれないということにもなります。

ヒアリングのテーマがどうなるかということが、今ここでお話を頂けないということですよ。まずは日程を押さえるということですね。

(事務局)

ヒアリングのテーマは、できるだけグループで分かれていただいている 6 つのテーマにそったところを考えます。この間は、高齢者、障がい者というようなテーマで行いましたので、子どもであるとか外国人であるとか同和問題であるとか、そういったところになるようにはしたいとは思いますが、できれば、そういうところからヒアリングの相手を探していきたいと思います。テーマを決めて日を決めてしまうとなかなか調整がむずかしくなりますので、これぐらいのテーマの中からこの日でというようにさせていただけたら事務局としては進めやすいのです。ただ、決まりましたら、次回この日はこのテーマでこういうところにきていただきますということを、グループに分かれていただいたところにまず打診させていただいて意見いただくとか、そういうことは小グループにはさせていただこうと思いますし、逆にそれに対する意見が小グループからいただけたら対応します。

《日程調整》

(会長)

ということで、ご協力ありがとうございました。

《事務連絡》

(会長)

本日はこれで終わります。どうもありがとうございました。